

原発事故当時、自主的避難等対象区域の実家に住民票を置き、帰還困難区域（双葉町）の勤務先に住み込みで働いており、事故直後に実家へ避難した申立人について、帰還困難区域からの避難者とした上で、実家へ戻った後もその避難が継続しているものと認定し、精神的損害及び就労不能損害が賠償された事例。

## （全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	金額	期間
ア 精神的損害 （日常生活阻害慰謝料）	1 4 0 万円	自 平成24年6月1日 至 平成25年7月31日
イ 就労不能損害 （減収分）	2 1 4 万 9 1 5 4 円	
合計	3 5 4 万 9 1 5 4 円	

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金354万9154円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項イ記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月9日

（仲介委員 田中俊充）